

研究活動における不正行為への対応等 に関する規程

株式会社 ゼンリンデータコム

研究活動における不正行為への対応等に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、当社における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し研究活動やその発表においてなされる次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- 2 本規程の対象者は、公的研究資金等の研究開発に携わる当社従業員及び当社施設を利用して研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という）をいう。

(研究倫理教育責任者)

第3条 研究倫理教育責任者は、競争的資金等の公的資金の管理・監査規程に定めるコンプライアンス推進責任者をもって充て、研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

(研究者の責務)

- 第4条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究活動の正当性を証明するために研究データを一定期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。
 - 3 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(告発の受付窓口)

- 第5条 不正行為に関する告発を受け付けるため当社内に不正行為告発窓口を設置する。
- 2 不正行為告発窓口は、経営管理部とする。
 - 3 研究活動における不正行為への対応等に関する窓口は当社ホームページ上で公表する。

(調査委員会)

第6条 社内に調査委員会を設置する。

- 2 コーポレート本部長を委員長としITSソリューション開発本部長、経営管理部長を委員とする。
- 3 調査委員会は不正行為の予備調査、不正行為に関し必要な事項の審議・検討を行う。

(不正行為に関する告発)

第7条 書面、電子メール、ホームページにより告発窓口に通知して告発を行うことができる。

- 2 原則として、告発は顕名によりおこない、不正を行ったとする研究者の氏名、研究活動上の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、且つ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、調査委員会は内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取扱うこととする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第8条 告発窓口担当者及び調査委員会は告発者、被告発者、告発内容、調査内容について、調査結果の公表まで知り得た情報を漏洩しないよう秘密保持を徹底し、社員等でなくなった後も同様とする。

- 2 調査の結果、告発が被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するなど、専ら被告発者に何等かの損害を与えることを目的とする悪意に基づくと判明した場合は、当該告発者は当社賞罰委員会で取扱うこととする。
- 3 告発者は悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 調査結果により不正行為と断定されない段階では被告発者の研究活動を制限したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第9条 告発があった場合、告発窓口担当者は速やかにコーポレート本部長に報告し、コーポレート本部長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、コーポレート本部長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を取ることができる。
- 5 告発を受け付けてから30日以内に予備調査結果と本調査実施要否を告発者及び被告発者に通知するとともに、書面をもって配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

- 6 予備調査の結果、本調査を行わないと決定した場合、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、調査事案に係る研究費の配分機関又は告発者の求めに応じ開示することができるよう、予備調査の資料を保存するものとする。

(本調査委員会の設置)

第10条 予備調査委員会は、本調査を実施することを決定したときは本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会の委員の過半数は、当社に属さず告発者又は被告発者と直接利害関係を有しない外部有識者でなければならない。

- (1) 予備調査委員会の委員長又はその指名した予備調査委員会の委員 2名
- (2) 法律の知識を有する外部有識者 1名
- (3) 予備調査委員会の委員長が予備調査委員会の議を経て指名した外部有識者 2名

(本調査の通知)

第11条 本調査を実施するメンバーの所属と氏名を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 告発者及び被告発者は前項の通知内容に不服があるときは、通知を受け取った日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 異議申立てがあった場合は、その内容を本調査実施メンバーで審議し、妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る本調査実施メンバーを交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。異議申立てを却下する場合は、その理由を異議申立てた者に通知する。

(本調査の実施)

第12条 予備調査委員会の決定により、本調査を実施すべきと判断した日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

- 2 本調査委員会は被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 3 本調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 4 本調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査協力義務・説明責任)

第13条 必要に応じ告発者及び被告発者は本調査委員会に出席し、当該事案について説明しなければならない。

- 2 被告発者が内容を否認する場合には、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を明示して説明する責任を負う。
- 3 本調査の期間中、当該研究に係る研究費の使用停止を講じることができる。

(認定、本調査結果の通知および報告)

第14条 本調査は原則として調査開始後、150日以内に調査内容をまとめ不正行為が行われていたか否かの判定を行う。

2 調査結果は速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関及び関係省庁へも報告する。

3 悪意に基づく通報との認定があり、告発者が当社以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

4 不正行為と認定した場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を明らかにする。

5 不正行為と認定されなかった場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明した時は、併せてその旨の認定を行うものとする。

6 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

7 本調査委員会は本条1項及び5項に定める認定が終了したときは、直ちに代表取締役社長に報告しなければならない。

(不服申立て)

第15条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知日から起算して14日以内に調査委員会へ不服申立てをすることができる。

2 被告発者から不正行為に係る不服申立てがあったときは、告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。

3 不服申立てがなされたときには、調査委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。不服申し立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。

(再調査)

第16条 不服申立てにより再調査を行うことが決定した場合は、不服申立人に対して先の本調査結果を覆すに足る資料の提出等、調査協力を求め、不服申立人からの協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

2 再調査を開始した日から原則50日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに代表取締役社長に報告する。

3 再調査結果は告発者、被告発者及び配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第17条 不正行為が行われたと認定されたとき又は悪意に基づく通報と認定されたときは、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として氏名、所属、調査結果及び措置の内容を公表する。この場合において、不正行為と認定された被告発者又は悪意に基づくものと認定された告発者から公表事項について意見があるときは、その意見も併せて公表するものとする。

- 2 不正行為が行われていなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 代表取締役社長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(不正行為に対する措置)

第18条 不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者に対し、次に定める必要な措置を講じる。また、懲戒処分等に関しては賞罰委員会で決定する。

- (1) 当該研究に係る研究費の使用中止等
- (2) 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
- (3) その他不正行為排除のための措置

2 処分を課したときは、配分機関に対して処分内容等を通知する。

(不正行為がなかった場合の措置)

第19条 不正行為が行われていなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

- 2 不正行為をおこなわなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 3 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し、懲戒処分等に関しては賞罰委員会で決定する。

(改正)

第20条 本規程の改正は「規程等管理規程」による。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

本調査結果の報告書（例）

<経緯・概要>

○発覚の時期及び契機（告発の場合はその内容と時期）

○調査に至った経緯等

<調査>

○調査体制

調査委員：所属、氏名

○調査内容

調査期間：

調査対象：

調査方法：

調査委員会開催日時：

<調査の結果>

○認定した特定不正行為の種類（捏造 改ざん 盗用）

○特定不正行為に係る研究者

①特定不正行為に関与したと認定した研究者

所属、氏名、研究者番号等

②認定した研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定した研究者

所属、氏名、研究者番号等

○特定不正行為が行われた経緯・研究課題

制度名：

研究種目名：

研究課題名：

研究期間：

交付決定額又は委託契約額：

研究代表者：所属、氏名、研究者番号等

研究分担者及び連携研究者：所属、氏名、研究者番号

○特定不正行為の具体的な内容

手法：

内容：

○ 調査を行った機関としての結論と判断理由